

かまがや 消費生活センターだより

平成23年度 第3号

発行元

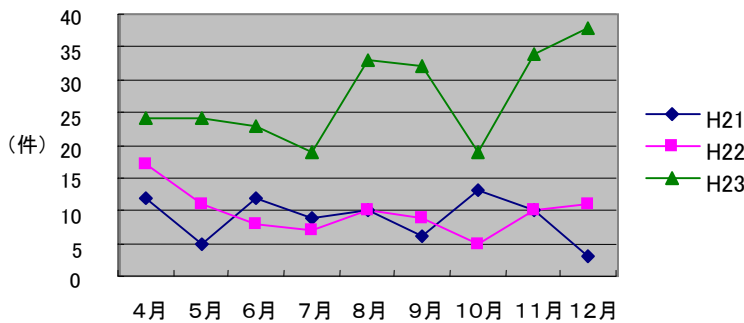
鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL：047-445-1141

(市役所代表)

相談件数が急増しています。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください！

鎌ヶ谷市消費生活センター月別相談受付件数表



最近、鎌ヶ谷市で見られた相談事例

ケース 1 海外から高額賞金獲得の権利があると書かれた封書が届いた。これまでに約 20 通近く受け取った。料金を払えば賞金を受け取れるのか？

海外から十数億円の賞金獲得の権利を得たので、「数日以内に申込書と手数料を同封して送ってください。」「クレジットカード番号を記載して送り返してください。」などと書かれた封書が送られてきたという相談が消費生活センターに複数寄せられています。高額な賞金が当たったかのように匂わせ、申込金を払わせようとしています。申込後、海外に住所がある事業者とは連絡を取れない場合が多く、返金交渉などは極めて困難になります。クレジットカード番号などは決して教えず、ダイレクトメールが届いても無視してください。

ケース 2 「お宅の屋根を工事した会社からメンテナンスを引き継いだ。無料で点検する。」と電話連絡があった後、業者が来訪した。修繕の必要がある箇所を挙げて、「工事はいつにするか」と言う。時期的に修繕は必要だと思うが、信用できるか？

倒産した会社などの顧客リストを手に入れ、「メンテナンスを引き継いだ。」などと言って訪問する業者の情報が寄せられています。高額な太陽光発電や外壁塗装、浴室のリフォームなどの契約を勧められたと言うケースもあります。突然来訪する業者の言葉を鵜呑みにせず、本当に必要な工事なのかを考え、複数の業者から見積もりを取り、検討することも大切です。

ケース 3 貴金属や衣類の買い取りをすると業者が来訪した。ネックレス、指輪などを出したが、他にもないか探すように言われた。現金と引き換えに免許証の番号を記録され、サインさせられた。個人情報を知られ不安だ。

「リサイクルするので貴金属などを買います。」と業者が訪問してきて断っても帰らず「何かないか。」としつこいため、冷静に判断できないまま売却してしまうケースが目立ちます。連絡先がわかる契約書などがなく、業者に貴金属等を渡してしまうと、返品を求めることはできません。買い取ってもらうつもりがないなら毅然（きぜん）と断ることが大切です。一人で対応せずに家族の方などに同席してもらいましょう。

契約前に、業者の住所や電話番号を確認するのはもちろんのこと、古物商許可証等の提示を求めましょう。また、買取契約をしたら買い取り条件などの内容を書面にしてもらい、受け取ることも大切です。消費者からのこうした要請にきちんと対応しない業者とは契約しないようにしましょう。

ケース 4 未公開株のパンフレットが届いていないかと電話があった。興味がないので破棄したと断ったが、また電話があった。どう対応したらよいか。

複数の業者が入り替わり消費者に電話をかけて、社債や未公開株などに投資しないかと投資欲をあおる「劇場型」と呼ばれる詐欺まがいの勧誘が全国で相次いでいます。未公開株や社債の売買は原則登録を受けた証券会社にしかできず、勧誘行為は違法です。「勧誘がしつこい。」「受けている勧誘の内容がわからず不審である。」といった場合には、消費生活センターに早急にご相談下さい。

*よくわからない金融商品の勧誘を受けたときは、はっきりと断ることが大切です。

悪質商法から高齢者を守るためには、地域の皆様のご協力が必要です。

高齢者の悪質な消費者トラブルの被害をなくすために、地域の皆様の『見守り』『気づき』が必要です。引き続き、皆様のご協力をお願いします。

消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせ等、皆様の相談に 専門の相談員が対応します。

おかしいな・・・と思ったら、お気軽に消費生活センターにご相談を！

【相談窓口電話】

鎌ヶ谷市消費生活センター（鎌ヶ谷市役所2階）

TEL 047-445-1141（市役所代表・内線289）

平日 10:00～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

10:00～16:00（年末年始を除く）